ＮＨＫ 受信料について

栗島渉　滝本彩乃　石田克也　高柳航介

# 放送法

## 放送法新旧比較

旧二条第一項　「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。

新二条第一項　「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）をいう。

旧三十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）

若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

２ 　協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

３ 　協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

新六十四条 第三十二条第一項中「をいう」の下に「。第百二十六条第一項において同じ」を加える。４ 　協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

旧三十七条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２ 　総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

３ 　前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

４ 　第三十二条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

→受信料の月額は国会の承認を必要とする。

# 特に受信料に関する放送法制定の背景

NHKは、社団法人日本放送協会の業務を継承して、特殊法人として昭和25年に設立された。社団法人日本放送協会は行政措置として全国にわたって独占的に放送事業を営んでいたが、日本国憲法下において独占禁止法や集中排除法ができたことによって、日本放送協会が単なる政府の行政措置によってその独占事業を営むということについて疑問が生じるようになり、なんらかの法律的な措置が必要となったため、放送法が制定された。

社団法人日本放送協会は、受信機の設置の際に国の許可を必要としており、聴取料を徴収していた。しかし、言論の自由などとの関連から新電波法案において受信機の許可制が廃止されたことによって、一方において無料の放送ができてくるとなると、日本放送協会が聴取料の徴収を継続して行うことは何らかの法律的な根拠がなければ不可能になるだろうと予想された。そのため、法律上の権限を持った特殊な形が必要となったが、民法の規定に従うところの公益法人では、これは不可能であるという結論に到達したため、受信料という形で強制的に国民は日本放送協会と聴取契約を締結しなければならず日本放送協会は強制的に聴取料を取り得るという旨の規定がされた。つまり、社団法人日本放送協会がNHKとなる際、それまでの聴取料を継続して徴収するために考えられたのが受信料制度であるということになる。

受信機設置に国の許可必要

聴取料徴収

新電波法案により

許可制廃止

法律的根拠必要

放送法により

受信料について規定

また、この受信料は日本放送協会と聴取者の契約であるが、法律によってこれを強制しており、その料金の金額は直接国民に大きく影響するものであるから、国会においてその金額の妥当性の存否を調べることが、民主主義の趣旨に合致し適当であると考えられた。

以上の理由により、放送法における受信料についての規定がなされた。

# 受信料の性質

受信料とは、受信契約によって徴収される料金であり、受信契約とは、放送法により、受信機器があることのみを理由として、本人の意思とは無関係に締結される契約のことをいう。公共の福祉を達成しようとするNHKには公益性が求められるため、その運営は受信者から平等に徴収する受信料によるのが妥当だと考えられた。こうすることで、利益や視聴率に捉われない、公益性の高い番組を放送することができるのである。

# 支払の基準

・下宿（電気通信設備有り）

・カーナビ、ワンセグなど

「ＮＨＫのテレビの視聴が可能なパソコン、あるいはテレビ付き携帯電話についても、放送法第64条によって規定されている『協会の放送を受信することのできる受信設備』ですので、受信契約の対象となり、受信料のお支払いが必要です。NHKのワンセグが受信できる機器についても同様です。ただし、受信契約は世帯単位となりますので、一般の家庭でテレビの視聴が可能なパソコン、あるいはテレビ付き携帯電話を含めて、複数台のテレビを所有している場合に必要な受信契約は1件となります。一方、事業所の場合は、従来どおり設置場所ごとの受信契約が必要となります。」（NHK）

・別荘（電気通信設備有り）

割引制度があるが受信料は発生する。

・PC

・ケーブルテレビ

電気通信事業法：第二条 　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 　電気通信　有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二 　電気通信設備　電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。

→放送法第二条第一項第一号により、インターネットに接続されたPCは、NHKのネット上の無料配信放送を受信できるため（電気通信）、受信料が発生する可能性がある。

# 支払区分・方法

## 支払区分

・口座振替

・クレジットカード継続払

・継続振込

＊訪問集金は平成20年10月より廃止。

## 支払方法

・2か月（毎期）払い

・6か月前払い

・12か月前払い

# 受信料額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約種別 | 月額 | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
| 地上契約 | 1,345円 | 7,650円 | 14,910円 |
| 衛星契約 | 2,290円 | 13,090円 | 25,520円 |
| 特別契約 | 1,005円 | 5,730円 | 11,180円 |

# 参考資料

・「法令データ提供システム　放送法（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）最終改正（平成二十二年十二月三日法律第六十五号）」 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO132.html>

・「総務省　新規制定・改正法令・告示　法律」http://www.soumu.go.jp/menu\_hourei/s\_houritsu.html

・「NHK受信料の窓口　よくいただく質問」<http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/know/qa.html#q3>

・電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO086.html

・「NHKオンライン」http://www.nhk.or.jp/